**受託事業規程　（案）**

1. （目的）

この規程はFICが扱う種々の受託事業(観察会や森林整備などの企画立案・実施、講師派遣など)に関する運営管理方法を定める。

1. （対象）
2. FIC本部が公的機関、企業、個人等より依頼を受け実施する受託事業。
3. 地域部会が地域の公的機関、企業、個人等より依頼をうけ実施する受託事業。
4. FIC会員が委託者から個人的に指名をうけて、個人の責任で実施する受託事業は対象としない。 委託先が源泉徴収処理を行う場合は、FICの受託事業とはしない。
5. 上記に係わらず判断に迷う案件は、事務局に相談して決定する。
6. （受託内容）
7. 受託内容が依頼先より提示される場合、以下の条件を満たしていることを確認する。
8. 受託内容はFICの事業方針に合致するものであること。
9. 安全性に問題が無いと認められること。
10. FICが企画を依頼された場合は、FICの活動方針、安全基準に沿った内容とする。
11. （受託窓口）

受託事業の受け付け窓口は原則として受託事業部、地域部会または事務局(受託事業管掌理事)とする。

**第4条の2　（事業依頼の受託・受託事業の終了の決定）**

**事業依頼の受託・終了の決定は理事会とする。ただし時間的理由、依頼内容等により事務局が決定することもできる。その場合次回理事会で報告する。**

1. （受託料）

委託者との契約内容による。

1. （保険）

委託者との契約内容による。

保険に関する契約条件が無い場合、委託者と協議のうえ対処する。

付保対象は原則として野外でのアクティビティなどとする。

FICで保険を付保する場合は原則としてFICの「保険管理規程」に従い、下記の保険を利用する。

保険名；グリーンボランティア保険

（補償内容：参加者傷害保険、スタッフ傷害保険、団体損害賠償保険）

1. （運営体制）
2. 受託事業部または地域部会の担当理事が窓口となって受け付けた案件は、その理事が適切な責任者とスタッフを選定し、運営にあたる。
3. 事務局（受託事業管掌理事）が窓口となって受け付けた案件は、受託事業部又は地域部会の理事と協力して適切な責任者およびスタッフを選定し、運営にあたる。
4. 事務処理担当として業務スタッフを数人置くことができる。
5. （会計処理）
6. FICが受託料金を全額受け取り、関係者に講師謝金や交通費などの経費を支払う場合
7. 会計処理は全てFICの勘定を通して行う。
8. 受託料(事業収入)を講座関係者（講座内容企画者、事務担当者、メイン講師、アシスタントなど）、及びFICで総合的に配分することとし、配分計画を踏まえて講師謝金額等を決定する。
9. 配分計画は[受託事業ワークシート]により実施する

【行事委託料－黒字目標額―必要経費（交通費、材料費、振込手数料等）】の残額を講座関係者などに配分する

1. 黒字目標額は原則として行事委託料の１０％とする。

ただし各事業部で設定変更も可。またイベント毎に微調整することも可。

(注2)　　助成金を受けている事業は黒字目標額は設定しない。

* 1. 交通費は原則実費払い。但し上限1000円等とする運用も可とする。

(注４)　　下見交通費は原則１回支払う。事業部により上記に関わらず独自のルールでの支払いも可とする

1. （協力団体）

受託内容により、参加者数が多く大量の材料調達が必要な場合、或いはツリーハウスなどの様に技術的な支援が必要となる場合などには、その一部あるいはすべてを協力団体に委託することができる。ただし委託者との契約にその旨（再委託）が禁止されている場合はその限りではない。

第10条　（受託料の振り込み）

会計上の透明性、正確性および源泉徴収事務を確実に行うため、受託料はできるだけ本部会計口座または受託事業部口座に振り込んでもらうように委託先に依頼する。

第11条　（活動報告書等）

受託事業の責任者はイベント終了後所定の活動報告書を作成する。

第１2条　（個人情報管理）

イベントに関連して収集する、参加者、スタッフその他関係者に関する個人情報は、FICの「個人情報保護規程」に従って管理する。

第13条　（安全）

イベント（下見を含む）に関する安全管理は、FICの「安全管理規程」に従って実施する。

第１4条　（その他)

本規程に定めのない事項については、事務局または理事会にて討議・決定するものとする。

(制定・改定履歴)

付則1　2021年4月12日　制定、施行

付則2　2021年10月13日　改正　第7条（3）追加

付則３　2023年４月１日　改定